

【資料1】 ■第四次市民福祉プラン取組案

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）	
方針1 互いに認め合い、 障害者の権利を守る 地域づくり	1 障害への理解促進	1 広報・啓発活動の推進		5	1	1	1	“ともに暮らすまち”を実現するため、地域の理解促進を図ります。	継続修正	1	“ともに暮らすまち”を実現するため、事業者・団体等を含め広く市民に対し、障害に対する理解が促進されるよう啓発活動を行います。
				5	1	2	2	きらめき出前講座等において、ともに暮らす地域づくりに関連したテーマを取り入れます。また、これらの利用促進を図ります。 出前講座に新しく「障害への理解」というメニューを既に追加済。出前講座は広報手段の一つと捉え統合	統合		
				5	1	3	3	障害のある人とのコミュニケーション向上に向けた啓発や研修に、団体や事業者などが取り組むことに対して支援を行います。 コミュニケーション向上及び団体・事業者に限定せず、障害に対する理解促進と広義に捉え統合	統合		
				5	1	4	4	当事者や家族の体験や意見を市民が聞くための機会を通じた障害理解の場を設けます。 当事者の体験や意見を聞く機会は研修の内容としてある場合もあるが、常にあるとは限らない。「聞く機会」に限定しない取組へ修正	修正		
				5	1	7	5	難病や内部障害、聴覚障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）など外見では分かりにくい障害に対する正しい認識と理解が得られるよう啓発活動を行います。	継続修正		
		2 地域交流の促進		4	2	4	6	市民活動センターなどで行われる講座やスポーツ教室などに障害のある人が参加しやすくなるために必要な環境の改善を行います。 環境改善以外に参加しやすい内容を加味し修正	修正	4	市民活動センターなど地域で行われる講座やスポーツ教室などに障害のある人が参加しやすいよう、配慮や工夫をします。
				4	1	1	7	市民福祉センターや市民活動センターなどで障害の有無に関わらず交流し活動できる場を設けます。 「地域で」を強調し文言修正	統合		
				5	2	3	7 再掲	市民福祉センターや市民活動センターなどで障害の有無に関わらず交流し活動できる場を設けます。	統合		
				4	2	5	8	地区の体育祭などのスポーツ関連行事に障害のある人が参加するよう、地域へ理解促進を働きかけます。 地域行事自体が縮小傾向により、「地域で行われる」中に広義的に統合	統合		
				4	2	2	9	障害のある人を含めた市民による芸術・文化活動の場づくりに対する支援を行います。	統合		
		3 当事者ニーズ等の把握 障害への理解を促進するにあたり、当事者の状況把握も併せて必要と考えるため		—	—	—	—		新規	5 地域活動支援センターを中心に、地域で生活する障害のある人の相談や希望に応じ、地域との交流促進等の援助を総合的に行います。	
				4	2	3	10	スポーツ、芸術・文化、レクリエーションの普及・指導に従事する人に対して障害の理解に関する支援を行います。 スポーツ推進員に対し長年実施。新たな人材も少なく取組としては削除	削除		
				5	3	1	11	学び、育ち、働き、暮らし、生活安全、余暇など、日常生活のあらゆる領域において、それぞれに関わる個人や社会資源と当事者とが関わりを持てるような場づくりを進めます。 広義すぎるため、分散統合として削除	削除		
				6	3	2	12	障害者福祉担当課と当事者グループとの意見交換を行う場を設けます。 障害者福祉課以外の課も場合によって参加しているため、主語を市に変更	修正	6	市と当事者グループとの意見交換を行う場を設けます。併せて、必要な制度やサービス等の情報提供を行います。
				6	3	3	13	きらめき出前講座等により、当事者グループへ制度やサービスの情報提供を行います。	統合		
				—	—	—	—		新規	7	相談支援事業所と市が定期的に情報共有を行うほか、調査を実施するなど、当事者ニーズ等を把握します。
				6	3	1	14	各種団体の活動内容の周知を行うなど、当事者のグループ活動への支援に取り組みます。 各種団体の活動が縮小傾向で募集していない実態もあり取組としては削除。ただし、個別の要請があった際は対応する	削除	—	
				4	1	5	15	県が設置するヒューマンライブラリーを広く周知するとともに、登録を促します。 県事業で活用は呼びかけられているが、登録は呼びかけられていない。当初の想定と乖離がある現状から削除	削除	—	

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）	
方針1 互いに認め合い、 障害者の権利を守る 地域づくり	2 障害者の権利擁護	1 成年後見制度の 利用促進と 支援機関等の拡充		1	5	6	16 ①	東松山市成年後見センターの機能を拡張し、中核機関として位置付けるとともに、要望を把握したうえで支援機関の増設を目指します。 <u>中核機関への位置づけは完了。今後の方向性を踏まえた内容へ修正。後段は分化。</u>	分化修正	8	東松山市成年後見センターを中核機関として、地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用を支援します。
				6	4	1	16 再掲	東松山市成年後見センターの機能を拡張し、中核機関として位置付けるとともに、要望を把握したうえで支援機関の増設を目指します。	統合		
				1	6	3	17 ①	基幹相談支援センター事業等により障害福祉サービス事業者の人材育成を行います。 <u>社会福祉課でも成年後見センターが研修会を実施につき修正（基幹は広域のため）。</u> 相談支援専門員に対する育成については分化	修正分化	9	成年後見制度に係る啓発活動を行います。
				6	5	2	18 ①	市ホームページなどを活用して市民への啓発を行い、市民後見人の育成・活用に取り組みます。 <u>啓発について分化し統合</u>	分化統合		
				6	5	1	19 ①	法人後見・市民後見実施に向けた課題を整理し、成年後見制度利用を支援する機関の整備を行う一方、成年後見制度利用支援事業を継続して実施します。 <u>前段と後段で分化（前段は11へ統合し、後段は継続）</u>	継続分化	10	東松山市成年後見制度利用支援事業を継続して実施します。
				1	5	6	16 ②	東松山市成年後見センターの機能を拡張し、中核機関として位置付けるとともに、要望を把握したうえで支援機関の増設を目指します。 <u>後段について分化し修正</u>	分化修正		
				6	5	2	18 ②	市ホームページなどを活用して市民への啓発を行い、市民後見人の育成・活用に取り組みます。 <u>市民後見人の育成について分化し統合</u>	分化統合		
				6	5	1	19 ②	法人後見・市民後見実施に向けた課題を整理し、成年後見制度利用を支援する機関の整備を行う一方、成年後見制度利用支援事業を継続して実施します。 <u>前段と後段で分化（前段は11へ統合し、後段は修正）</u>	分化修正		
				6	5	3	20	市内の社会福祉法人等に法人後見の実施を働きかけます。	統合		
				6	5	4	21	基幹相談支援センター事業により、市民後見人・法人後見人育成や啓発の研修会を実施します。 <u>社会福祉課でも成年後見センターが研修会を実施につき、統合（基幹は広域のため）。</u>	統合		
		2 障害者虐待の防止		6	4	6	22	きらめき出前講座の実施などにより、障害のある人の権利擁護についての理解の促進を図ります。 <u>虐待防止に相談窓口の周知啓発を加え修正</u>	修正	12	広報紙等を通じて、虐待防止や相談窓口について周知啓発を行います。
				1	3	2	23 ①	警察・消防・医療機関・賃貸住宅の所有者や不動産業者などと障害のある人への支援について意見交換を行います。 <u>虐待に係る警察・医療機関との連携を特出し</u>	分化統合		
				6	4	5	24	障害者福祉部門、高齢者福祉部門、児童福祉部門が連携し虐待対応を行います。	継続修正		
				6	4	3	25	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を活用して、虐待や権利の侵害に対応します。	統合		
				6	4	8	26 ①	障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の法令に基づき、障害のある人の権利を擁護します。 <u>虐待と差別に分化した上で統合</u>	分化統合		
				6	4	4	27	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を利用しやすいよう工夫します。 <u>電話番号を統一する工夫済。取組としては削除</u>	削除	—	
		3 障害者差別の解消		5	3	5	28	ユニバーサルデザインの考え方のもと、障害のある人に配慮し、全ての人に優しい生活関連施設の環境整備・改善が進むよう、事業者に対し働きかけを行うとともに、市民への啓発活動を行います。 <u>障害者差別解消法に基づく環境整備に紐づけて周知に修正</u>	修正	14	障害者差別の解消に向け、 <u>生活関連施設等が利用しやすく、また、様々な社会参加がしやすくなるよう、環境の整備や合理的配慮の推進に係る周知啓発を行います。</u>
				5	1	5	29	障害のある人に配慮した生活関連施設の環境整備・改善は、障害のない人にも有益であるとの意識啓発を定期的かつ継続的に行います。	統合		
				6	4	8	26 ②	障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の法令に基づき、障害のある人の権利を擁護します。 <u>虐待と差別に分化した上で修正</u>	分化修正	15	障害者福祉課内に設置した障害者差別に関する相談窓口へ寄せられた相談に応じ、差別事案について障害のある人の人権を擁護します。
				6	4	7	30	障害者差別解消支援地域協議会において、地域における障害を理由とする差別事例の情報共有を行い、その解消に向けた取組について協議を行います。	継続	16	障害者差別解消支援地域協議会において、地域における障害を理由とする差別事例の情報共有を行い、その解消に向けた取組について協議します。
	4 その他の権利擁護			6	1	4	31	きらめき出前講座や相談支援事業、ガイドブック等を通じて、障害のある人のSNSから起きたトラブルについて、当事者や家族、障害福祉サービス事業者、民生委員・児童委員等に周知を図ります。 <u>SNSトラブルが広義につき、消費者被害に絞った記載に修正</u>	修正	17	消費者被害の相談窓口として、消費生活センターを周知し、相談に応じます。

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）
方針2 ともに育ちともに学ぶ 地域づくり	1 未就学児への 支援の充実	1 相談支援の充実	1	4	1	32	母子保健部門、児童福祉部門と障害者福祉部門が連携し、情報提供や相談支援、サービスの利用援助など総合的な支援を行います。 <u>未就学児の相談に特化し修正</u>	分化修正	1	就学前の心身の発育や発達に心配のあるこどもと親を対象に情報提供や相談支援を行います。
			—	—	—	—		新規	2	身近な場所で相談に乗れるよう、子育て支援センター等で発達等に関する相談に対応します。
		2 支援体制の強化	2	1	3	33	民間の保育園や学童保育が行う、障害のある子どもが通うための建物の構造改善や保育者の加配に対して助成します。	継続修正	3	障害のあるこども等へ加配保育士を配置する場合の雇用に係る費用や建物の構造改善に対し補助金を交付することで、保育の環境と質の向上を図ります。
			2	1	5	34①	医療的な対応が必要な子どもや障害のある子どもが保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育に安心して通えるよう、適切な人員配置に努め、子ども一人ひとりの保育・教育的ニーズを整理し必要な支援を行います。また、関係機関と連携して専門職による巡回支援を実施します。 <u>後段の巡回支援に特化</u>	分化修正	4	関係機関と連携し、理学療法士や心理士等の専門職が保育園等を巡回して、障害のあるこども等への関わりや接し方について助言を行い、在園生活を支援します。併せて、障害のあるこどもの保育に関する職員の専門性の向上に取り組みます。
			2	1	4	35①	障害のある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、障害児介助員などの資質向上のための研修に積極的に取り組みます。 <u>未就学児と就学児で分化し、統合</u>	分化統合		
			2	4	1	36①	障害のある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、障害児介助員などが、コーディネーター、関係機関などと連携しながら、より質の高い知識や技術の習得を行います。 <u>前項との統合</u>	分化統合		
		3 インクルージョンの推進	2	1	5	34②	医療的な対応が必要な子どもや障害のある子どもが保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育に安心して通えるよう、適切な人員配置に努め、子ども一人ひとりの保育・教育的ニーズを整理し必要な支援を行います。また、関係機関と連携して専門職による巡回支援を実施します。 <u>前段分化（保育園等の受け入れ状況に特化）</u>	分化修正	5	“ともに育ち、ともに学ぶ”地域の実現に向け、障害のあるこども等が、保育園等に安心して通えるよう、関係機関と連携して受け入れ体制の充実を図り、インクルージョンを推進します。
			2	1	1	37①	保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育において“ともに育ち、ともに学ぶ”ことの趣旨の普及を進めます。 <u>未就学児と就学児と分化</u>	分化統合		
	2 切れ目のない支援体制の整備と 横断的連携の強化	1 切れ目のない 支援体制の整備と 横断的連携の 強化	6	6	2	38	障害者福祉部門、高齢者福祉部門、児童福祉部門、母子保健部門の連携を進め、総合的な支援が行える環境づくりを行います。また、埼玉県の発達障害者支援センターや高次脳機能障害者支援センター等との連携を進めます。	修正	6	児童発達支援センターの「相談の入り口機能」としてこどもの発達相談窓口を設置し、障害福祉部門、児童福祉部門、母子保健部門、教育部門が連携して相談に応じます。
			—	—	—	—		新規	7	“ともに育ち、ともに学ぶ”地域の実現に向け、未就学児が就学するにあたり、適切な就学先の選択について相談や支援等を行います。
			2	5	2	39	保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、継続的な支援を実施します。	継続修正	8	母子保健部門、児童福祉部門、障害福祉部門、教育部門等の関係機関が連携し、情報提供や、サービス利用も含めた相談など、切れ目ない支援を行います。
			2	1	6	40①	保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校・特別支援学校の交流を図ります。また、進級・進学・転校する際には、適切な支援が受けられるようにします。 <u>分化（前段部分の切れ目ない支援に特化）</u>	分化統合		
			2	1	7	41	子育て世代包括支援センター等において、発達に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。	統合		
			6	2	3	42	乳幼児の関わりの段階から、子どもの発達特性に応じ、保健センター、子育て支援センターや相談支援事業者など関連機関が連携することで、継続的な相談支援の流れをつくります。また、子育て支援センターにおいても障害に関する相談に対応します。	統合		
			2	3	2	43	障害のある人が高校などに進む上で必要な支援体制の確保を県などの関係機関に働きかけます。	統合		

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）	
方針2 ともに育ちともに学ぶ 地域づくり	3 就学児への 支援の充実	1 相談支援の充実		2	1	6	40 ②	保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校・特別支援学校の交流を図ります。また、進級・進学・転校する際には、 <u>適切な支援が受けられるようにします。</u> <u>分化（関係機関の連携と適切な支援に特化）</u>	分化修正	9	小・中学校、総合教育センター、特別支援学校等が連携を深め、特別支援学校のセンター機能を活用しながら、在籍する児童・生徒に適切な支援を行います。
				2	1	6	40 ③	保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校・特別支援学校の交流を図ります。また、進級・進学・転校する際には、 <u>適切な支援が受けられるようにします。</u> <u>分化（後段に特化）</u>	分化修正	10	進級・進学・転校する際には、就学相談調整会議を活用し、適切な支援が受けられるようにします。
				2	5	1	44	市は、障害者差別解消法に基づき、障害のある児童生徒に対して、障害の特性に配慮した支援を提供するとともに、相談に応じます。 <u>学校教育課が窓口となって対応を継続するため削除</u>	削除	—	
		2 支援体制の強化		2	1	2	45	児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援体制確保のため、障害児介助員の配置について、必要な人数を確保するとともに、校外での活動など様々な状況に対応できる配置に取り組みます。	継続	11	児童・生徒一人ひとりの特性に応じた支援体制確保のため、障害児介助員の配置について、必要な人数を確保するとともに、校外での活動など様々な状況に対応できる配置に取り組みます。
				2	1	4	35 ②	障害のある子どもの保育や教育に関する <u>保育士、教員、障害児介助員などの資質向上のための研修に積極的に取り組みます。</u> <u>未就学児と就学児で分化</u>	分化修正	12	障害のある子どもの教育に関する <u>職員の資質向上のための研修に積極的に取り組みます。</u>
				2	4	1	36 ②	障害のある子どもの保育や教育に関する <u>保育士、教員、障害児介助員などが、コーディネーター、関係機関などと連携しながら、より質の高い知識や技術の習得を行います。</u>	統合		
		3 インクルージョン の推進		2	1	5	34 ③	医療的な対応が必要な子どもや障害のある子どもが保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育に安心して通えるよう、適切な人員配置に努め、子ども一人ひとりの保育・教育的ニーズを整理し必要な支援を行います。また、関係機関と連携して専門職による巡回支援を実施します。 <u>分化（学校への人員配置に特化）</u>	分化修正	13	“ともに育ち、ともに学ぶ”地域の実現に向け、障害のある子ども等が、小・中学校に安心して通えるよう、適切な人員配置に努め、受け入れ体制の充実を図り、インクルージョンを推進します。
				2	1	1	37 ②	保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育において“ともに育ち、ともに学ぶ”ことの趣旨の普及を進めます。 <u>就学児に特化</u>	分化統合		
				2	1	6	40 ④	保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校・特別支援学校の交流を図ります。また、進級・進学・転校する際には、適切な支援が受けられるようにします。 <u>分化（中段に特化）</u>	分化修正	14	障害のある児童・生徒の希望に応じ、特別支援学校や地域の小・中学校に支援籍を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとしての学習活動を相互に受け入れます。
				2	2	2	46	学童保育において、障害のある児童を受け入れます。	継続	15	放課後児童クラブにおいて、障害のある児童等を受け入れます。
				2	2	1	47	小・中学校において、入学した障害のある児童生徒が、部活動などにおいて必要な支援・協力を受け入れられるようにします。 <u>部活動の扱いも変わっており削除</u>	削除	—	
				2	2	3	48	障害のない子どもとともに、学校以外でも住み慣れた地域で放課後や長期休業を過ごすことができるような支援体制の整備を進めます。 <u>放デイがサービス化され、利用増（ニーズの変化）。インクルージョンの推進と離れている実態につき削除</u>	削除	—	

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）	
方針3 多様な社会参加を支援する地域づくり	1 就労支援の充実	1 雇用の場の拡充		3	3	2	49	心身の状況に応じた勤務時間など、障害特性に応じた多様な働き方ができるよう、企業に働きかけます。	継続	1	心身の状況や障害特性に応じた多様な働き方ができるよう、企業に働きかけます。
				3	4	1	50	障害のある人の実習の受け入れを積極的に行います。	統合修正	2	市は人事部門と障害福祉部門が連携し、障害者就労支援センターも活用しながら就労困難性の高い人に対して積極的に実習等の機会を提供します。
				3	5	6	50 再掲	一般的に就労が難しいといわれる人に十分配慮し、障害のある人の雇用と実習の受け入れを積極的に行います。	統合修正		
				3	4	3	51	障害者雇用促進法に定める法定雇用率を遵守します。	修正	3	市は募集方法及び雇用形態の見直しを通して、障害者雇用促進法に定める法定雇用率を遵守します。また、職場への定着を支援するために障害者職業生活相談員を配置します。
				3	4	5	52	障害者雇用促進法及び同法に基づく合理的配慮指針にのっとり、障害のある人の働く環境に十分配慮し、その向上に取り組みます。	修正	4	障害者雇用促進法及び同法に基づく合理的配慮指針にのっとり、均等な機会提供と待遇を確保し、障害のある人が能力を発揮できるよう、必要な職場改善等に取り組みます。
				3	4	4	53	障害のある人の雇用に必要な職員への教育を計画的かつ定期的に行います。	統合		
				3	4	8	54	障害のある人の雇用や合理的配慮などについて、事業者間の情報共有を行います。また、優れた取組を行っている事業者を紹介することで、障害のある人の雇用がより円滑に実施できるようにします。 ゆるやかなネットワーク（企業情報交換会） ができており、中小企業に向けた取組に発展を図る方向へ修正	修正		
				3	5	2	54 一部再掲	当事者、企業や行政機関、就労支援機関のネットワークを構築します。その中で、障害のある人の雇用について、事業者間の情報共有を行います。	修正統合	5	市内の中小企業を中心に、当事者、企業、行政、就労支援機関のネットワークを構築します。その中で、障害のある人の雇用について、事業者間の情報共有を行い、雇用促進を働きかけます。
				3	5	7	55	商工会や雇用対策協議会などに加盟している企業や団体に対し、障害のある人の雇用を働きかけます。	統合		
				3	4	6	56	障害のある人とともに働くことの意義や方法についての啓発を行います。	統合		
				3	5	8	57	商工会や雇用対策協議会など雇用する側と、障害者就労支援センターザックなど就労を支援する側とが情報交換等を行います。	統合		
				3	1	2	58	本人・家族及び関係機関と連携を図り、本人の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援を行います。 就労選択支援 に絡めて修正	修正		
				3	1	4	59	障害のある人が技術向上等のため、就労系障害福祉サービス事業所の移動を希望した場合、移動できるよう支援を行います。また、当該就労系障害福祉サービス事業所に新たな利用者を紹介します。	統合		
				3	1	5	60	就労系障害福祉サービス事業所利用者の一般就労や、生活介護事業所利用者の就労系サービス事業所利用を支援することにより地域における循環型の日中活動支援の仕組みの構築を目指します。	統合		
				3	4	9	60 一部再掲	その人の心身の状況に応じ、一般就労と福祉的就労を、また、就労系障害福祉サービス事業者間を円滑に移動できるよう支援を行います。	統合		
				3	3	1	61	本人の能力や適性に応じた一般就労に何度もチャレンジできるよう支援を行います。	統合		
				3	3	3	62	就労時に介助が必要な人でも安心して働くことができる支援体制を検討します。	修正	7	就労時に介助が必要な人でも安心して働くことができる就労形態や支援体制について継続して検討します。

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）
方針3 多様な社会参加を支援する地域づくり	1 就労支援の充実	1 雇用の場の拡充		3	4	2	63	障害者雇用促進法及び同法に基づく障害者差別解消指針にのっとり障害のある人を雇用します。 行う以外なく、削除	削除	—
				3	5	1	64 ①	障害のある人と共に働くことの意義について、市民や事業者などへの周知を図ります。また、チャレンジショップなどを通じて、就労系障害福祉サービス事業者の提供しているサービスや商品を紹介します。 前段について施策としての役割は終えたとして削除	分化削除	—
				3	5	3	65	重度の障害のある人や精神障害のある人など長時間の継続的な就労が困難な人の就労の在り方を試行し、その成果を広めます。 短時間労働等民間企業で進展。時代の趨勢により削除。	削除	—
				3	5	5	66	業務や工事の発注、物品の購入を行うに当たって、総合評価方式による入札を実施する際には、引き続き、障害者雇用率の達成状況を評価項目に加えます。また、特例子会社など障害のある人の雇用に積極的な事業者の誘致を進めます。 総合評価方式自体実績がなく、特例子会社等のピンポイントの誘致は難しいため削除	削除	—
				3	1	1	67	本人の能力や適性に応じた一般就労（離職後の再就職を含む）を実現するだけでなく、その後着実に定着できるよう支援を行います。 就労定着がサービス化されたため削除	削除	—
				2	3	1	68 ①	卒業後の進路選択に際し、本人に適した進路が選択できるよう障害のある人やその家族へ情報提供を行います。 キャリアデザインフォーラムの継続実施、特別支援学校の進路指導の手引きの作成支援を現在行っており、役割は終えたとして削除	削除	—
				3	1	3	68 ②	卒業後の進路選択に際し、一般就労を含め本人に適した進路が選択できるよう障害のある人やその家族へ情報提供を行います。		
				3	2	2	69	就労系障害福祉サービス事業者の商品を販売する場として、チャレンジショップを引き続き実施します。	継続	7 就労系障害福祉サービス事業者の商品を販売する場として、チャレンジショップを引き続き実施します。
				3	2	1	70	就労系障害福祉サービス事業者が提供しているサービスや商品を市のホームページなどを活用して紹介します。	統合	
				3	5	1	64 ②	障害のある人と共に働くことの意義について、市民や事業者などへの周知を図ります。また、チャレンジショップなどを通じて、就労系障害福祉サービス事業者の提供しているサービスや商品を紹介します。 後段について分化し統合	統合	
				3	2	3	71	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託を行います。	修正	8 障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託の拡大を進めます。
				3	4	7	71 再掲	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託を行います。	統合	
				3	5	9	72	働いている人の工賃をより向上できるよう、障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者に発注可能な業務や物品の拡大を進めます。 生活介護事業所をはじめ、重度の障害のある人の働く場の確保を図ります。	統合	
				3	5	4	73		継続	9 生活介護事業所をはじめ、重度の障害のある人の働く場の確保を図ります。

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）
方針3 多様な社会参加を支援する地域づくり	2 社会参加の支援	1 外出支援の充実	5	4	1	74 ①	移動の支援について、障害福祉サービス以外の支援方法も含め、ニーズに合った支援方法を検討します。	修正	10	障害福祉サービス以外の外出や移動の支援について、継続実施するとともに、随時ニーズに合った支援方法を検討します。
			5	4	1	74 ②	移動の支援について、障害福祉サービス以外の支援方法も含め、ニーズに合った支援方法を検討します。 デマンドタクシーの拡充について特出し	分化修正	11	市が実施するデマンドタクシーの利用がしやすいよう、障害者割引を適用し利用を促進します。
		2 スポーツ活動・芸術文化活動の促進	4	2	1	75	地域で行われるスポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動に障害のある人も参加することを基本的な方針として確立、共有するとともに、地域へ理解促進を働きかけます。 コロナ禍を経て地域活動が縮小しております、地域への理解促進を主とした内容から、市の事業を念頭においていた表現へ修正。さらにスポーツに特化	修正	12	地域で行われるスポーツ活動に、障害のある人も参加することを基本的な方針として実施するとともに、参加を促進します。
			4	1	4	76	障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業等により、様々な種目を提案します。	統合		
			4	1	3	77	障害のある人が参加できる芸術・文化活動やスポーツなどへの参加の促進を図るため、市広報紙やホームページ、東松山市地域自立支援協議会等を通じて、情報提供を行います。	統合		
			4	2	7	78	障害のある人が行う芸術・文化活動やスポーツの成果等を周知し、同様の活動をしている市民との交流を促します。 周知に特化し修正	修正	13	障害のある人が行う芸術・文化活動の発表の機会として障害者作品展を実施します。また、 芸術・文化活動 やスポーツで功績のあった人を広く周知します。
			4	2	8	79	障害のある人に地域で行われる芸術・文化を鑑賞する機会の拡大を図るため、字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供を促進します。	修正	14	字幕、音声ガイド、分かりやすい言葉等での説明の提供など、障害のある人に地域で行われる芸術・文化を鑑賞する機会の拡大を図ります。
			4	2	6	80	障害のある人が地域で芸術・文化活動やスポーツに参加できるよう、人材の育成や確保を図ります。 削除（スポーツ指導員に対し長年実施してきたため）	削除	—	

	基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）
方針3 多様な社会参加を支援する地域づくり	3 コミュニケーション支援の充実										
						1 意思疎通支援の拡充	7 1 4 81	市役所内に意思疎通支援員を配置し、障害特性に応じたコミュニケーションの支援を行います。	修正	15	コミュニケーションに支援が必要な市役所来庁者に対して、意思疎通についての支援を拡充します。
							6 4 2 82	意思疎通支援事業により、コミュニケーションに支援が必要な人への対応を進めます。	修正	16	意思疎通支援事業により、コミュニケーションに支援が必要な人の地域生活を支援します。
						2 情報バリアフリー化の推進	7 2 1 83	行政情報について、広報紙の点字版や音声版及びデイジー版の作成、SNSや動画を配信し、情報提供サービスの充実を図ります。	修正	17	行政情報について、点字版、音声版及びデイジー版広報の作成、SNSなどでの情報発信、市ホームページのウェブアクセシビリティの向上など、情報提供方法の充実を図ります。
							7 2 5 84	市ホームページにおいて、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組みます。	統合		
							6 1 3 85 ①	聴覚障害や視覚障害などによりコミュニケーションに支援が必要な人に対して、障害特性に応じた情報提供を行います。	統合		
							7 2 2 86	障害福祉に関する冊子等に音声コードを付与し、分かりやすい言葉を使うなど障害のある人に配慮した情報提供を行います。	継続	18	障害福祉に関する冊子等に音声コードを付与し、分かりやすい言葉を使うなど障害のある人に配慮した情報提供を行います。
							6 1 3 85 ②	聴覚障害や視覚障害などによりコミュニケーションに支援が必要な人に対して、障害特性に応じた情報提供を行います。	統合		
							7 2 3 87	電話リレーサービス等の利用を促進し、障害のある人の情報の受発信を支援し、情報に関する相互交流を進めます。	修正	19	聴覚障害者等の社会参加を促進するため、電話を通じて円滑にコミュニケーションをとれるよう電話リレーサービスを広く周知します。
						3 手話を使いやすい環境の整備	7 2 4 88	大活字図書・点字図書等の利用しやすい書籍を充実させるなど、視覚に障害のある人などの読書環境の整備を行います。 既に稼働している電子図書館の継続と、りんごの棚（R7設置）を継続する方向で修正	修正	20	電子図書館（比企広域）を継続するほか、市立図書館に誰もが読書を楽しめるコーナー（りんごの棚）を設置し、読書環境のバリアフリー化に取り組みます。
							7 1 1 89	日常生活用具給付事業において、利用者の要望を把握したうえで給付等品目の見直しを図ります。 日生具の見直しは都度行っているが、情報バリアフリーに限らないため削除	削除	—	
							7 1 2 90	障害の特性に応じた技能の取得やコミュニケーション手段の取得訓練の支援を行います。 自立訓練（機能訓練）のサービス提供実績に当たるが、実績もない。 希望者がいればサービスとして支給決定はするため、取組としては削除	削除	—	
						3 手話を使いやすい環境の整備	5 1 6 91	聴覚障害者の生活や関連する福祉制度などを理解し、手話で日常会話をを行うのに必要な手話技法を習得した手話奉仕員を養成するとともに、要約筆記奉仕員の育成を埼玉県に働きかけます。	修正	21	聴覚障害者の生活や関連する福祉制度などを理解し、手話で日常会話をを行うのに必要な手話技法を習得した手話奉仕員を養成します。
							5 1 8 92	東松山市手話言語条例の基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境を整備します。	修正	22	東松山市手話言語条例の基本理念にのっとり、手話に対する理解を促進します。
							7 1 3 93	手話は言語であるという認識に基づき、聞こえない人と聞こえる人が手話により、意思疎通を行い、共生することを目指します。 また、手話奉仕員の養成や手話通訳者の派遣を行い、聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。	修正	23	手話は言語であるという認識に基づき、聞こえない人と聞こえる人が手話により、意思疎通を行い、共生することを目指し、聴覚障害のある人をはじめとする関係者と協議しながら環境を整備します。

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）	
方針4 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	1 相談支援の充実	1 相談機能の強化		6	1	1	94	当事者グループや障害福祉サービス事業者による情報提供が行われるよう支援を行います。また、広報紙、市ホームページ、ガイドブックなどによる情報提供を実施します。 <u>後段に特化</u>	修正	1	市内の障害福祉サービス事業所の情報や、各種サービス・相談窓口等について市ホームページ等でわかりやすく情報提供します。
				6	1	2	95	相談支援事業の意義と活用について周知を行い、利用の促進を図ります。 <u>特定相談は相談員不足により利用促進が難しい実態があるため、委託相談に特化して修正</u>	修正	2	障害のある人やその家族等に、福祉サービスの利用や社会資源の活用など社会生活力を高めるための支援、情報提供等を総合的に行い、地域生活を支援するための相談に応じます。
				6	2	4	96	基幹相談支援センター事業を通じ、相談支援事業者の技術向上を図ります。	継続修正	3	基幹相談支援センター事業等により、相談支援事業者の技術向上・ 人材育成 を図ります。
				1	6	3	17 (2)	基幹相談支援センター事業等により障害福祉サービス事業者の人材育成を行います。	統合		
				6	6	1	97	基幹相談支援センター事業により、利用者本位の相談支援が徹底されるよう研修を実施し、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。	修正	4	基幹相談支援センター事業により、利用者本位の相談支援が徹底されるよう、相談支援事業者への助言や指導等を行います。
				1	5	2	98 (1)	ボランティアなど、地域における支え合いの担い手を養成します。また、障害のある人もボランティア等の活動ができるよう支援を行います。	分化修正	5	ピアカウンセラー等自ら障害や疾病の経験を持つ人が、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある人の相談や支援を行います。
				6	3	4	99	相談支援事業所にピアカウンセラーを配置します。 <u>仕様書上定まっており、統合</u>	統合		
				6	2	2	100	職員の面接技術の向上などを図りながら、相談しやすい環境づくりを進めます。	削除	—	
		2 家族支援の充実		3	5	10	101	障害のある人の家族が、安心して働くことができる環境づくりを進めます。 <u>まずはニーズの把握から始めて検討すると仕切り直したい意図で修正</u>	修正	6	障害のある人の家族が求める情報や支援などニーズを把握し、東松山市地域自立支援協議会も含め取組等を検討します。
				5	2	5	102	全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、介護負担の軽減や社会で孤立しないよう関係機関と連携を図ります。	修正	7	ケアラー自身の健康や生活が尊重されるよう、介護負担の軽減や孤立化の防止のため、関係機関と連携を図ります。
方針4 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	2 安全な暮らしの確保	1 防災対策の推進		1	2	3	103 (1)	地域防災計画や災害時要援護者避難支援制度について、市民への周知を進め、避難行動要支援者名簿への登録や防災訓練への参加などを促します。また、名簿登録者については、個別避難計画の策定を推進します。 <u>中段の防災訓練に係る記載は9へ分化</u>	修正分化	8	避難行動要支援者避難支援制度について周知し、必要な人の登録を進めます。また、名簿登録者については、個別避難計画の策定を推進します。
				1	2	1	104	障害のある人が、自主防災組織や防犯組織、自治会などと適切な関係を築けるよう、支援を行います。 <u>防災に特化し、修正</u>	修正		
				1	2	3	103 (2)	地域防災計画や災害時要援護者避難支援制度について、市民への周知を進め、避難行動要支援者名簿への登録や防災訓練への参加などを促します。また、名簿登録者については、個別避難計画の策定を推進します。	分化統合	9	避難行動要支援者避難支援制度に登録した障害当事者を中心に地域で避難訓練を実施することで、顔の見える関係づくりや助け合いを推進します。
				1	2	4	105 (1)	個別避難計画の策定や防災訓練などの機会を捉えて、自主防災組織が避難行動要支援者への救護体制を確立するよう支援を行います。	分化統合		
				1	2	2	106	発災時に開設する福祉避難所について、開設訓練やマニュアル作成を通じて、スマートな運営が可能になるよう、準備に取り組みます。	修正	10	障害のある人が発災後、避難所で安全に過ごせるよう設備や人材の充実を図るとともに、障害特性に対し適切な避難先の設定を個別に進めます。
				1	2	4	105 (2)	個別避難計画の策定や防災訓練などの機会を捉えて、自主防災組織が避難行動要支援者への救護体制を確立するよう支援を行います。	分化修正	11	地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の人材育成、要配慮者への対応の周知等に取り組みます。
				7	2	7	107	災害発生等により避難所等で生活する障害のある人やその家族に対し、必要な支援や情報伝達、配慮を行います。	継続	12	地域防災計画に基づき、災害発生等により避難所等で生活する障害のある人やその家族に対し、必要な支援や情報伝達、配慮を行います。
				1	2	6	108	感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、利用者や障害福祉サービス事業所へ支援を行います。	削除	—	
				7	2	6	109	洪水・地震等の大規模災害が発生したときのほか、光化学スモッグ注意報が発令されたとき等は、防災行政無線放送や戸別受信機、東松山いんふぉメール、テレホンサービス等にて、情報を発信します。 <u>既に実施しており、削除。避難所アプリや公式LINEとの連携も進んでいる</u>	削除	—	

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）	
方針4 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	2 安全な暮らしの確保	2 バリアフリーの推進		5	3	7	110	公共施設の改修の際には、バリアフリー化を行います。	修正	13	公共施設のバリアフリー化が進むよう、施設所管課に働きかけます。
				5	3	3	111	生活関連施設の設計段階において、建築主が当事者の意見や助言を聞く場を設けることに関し、要請があったときに支援を行います。	継続	14	生活関連施設の設計段階において、建築主が当事者の意見や助言を聞く場を設けることに関し、要請があったときに支援を行います。
				5	3	4	112	自治集会施設について、障害のある人に配慮した環境整備・改善の支援を行います。	継続	15	自治集会施設について、障害のある人に配慮した環境整備・改善の支援を行います。
				5	3	2	113	公共施設の設計に当たっては、法的な基準に加えて埼玉県福祉のまちづくり条例に準拠したものとします。あわせて、計画・設計段階で関係者の意見や助言を聞く場を設けます。 通常どおり機能しており、削除	削除	—	
				5	3	6	114	当事者や市民団体などと連携しながら、公共施設や生活関連施設における障害のある人への対応状況の把握と情報提供を行います。 県がとりまとめマップ化しているため、削除	削除	—	
				5	3	8	115	事業者のノンステップバスの導入に対して助成します。 市内を走るバス全てのノンステップ化完了（R5）につき削除	削除	—	
				5	3	9	116	鉄道事業者に対し、鉄道駅ホームの安全性向上のための改修を働きかけます。 東武鉄道がホームドアの設置を計画に定めたため削除	削除	—	
		3 緊急時連絡体制の整備		1	3	1	117	コミュニケーションに支援が必要な人の警察、消防、医療機関への連絡方法について、引き続き改善を行います。	継続	16	コミュニケーションに支援が必要な人の警察、消防、医療機関への連絡方法について、改善を行います。
				1	3	2	23 ②	警察、消防、医療機関、賃貸住宅の所有者や不動産業者などと障害のある人への支援について意見交換を行います。	分化統合		
				1	2	5	118	災害時における障害者の安否確認について、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所と連携して、整備を進めます。	修正	17	災害時における障害者の安否確認について、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所と共に認識を持ち、連絡体制を維持します。
				1	3	3	119	救急医療情報キットの利用促進を図ります。 高齢者メインの事業であり、障害者の利用状況不明。事業は継続見込んだが、計画上の取組としては削除	削除	—	

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）		
方針4 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	3 地域の支援体制の充実	1 公的支援の拡充										
							1 1 4 ① 120	障害のある人が、住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実やグループホームなどの整備を関係機関とともに進めます。	分化修正	18	障害のある人が、住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービス等必要なサービスの拡充を進めます。	
							1 6 1 121	障害福祉サービス事業の主体である法人や事業所の立ち上げの支援を行います。 児発・放ディ・就B・GHの立ち上げは重度の受入れ以外積極的でないため				
							1 1 7 122	日中活動の場や、働く場などの生活圏を考慮しつつ、グループホーム等の多様な住まいを活用した地域定着支援を行います。	統合			
							1 1 5 123	東松山市地域生活支援拠点等を運営し、障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。	19	東松山市地域生活支援拠点等事業により、障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域の支援体制の構築を進めます。併せて、障害福祉サービスにつながっていない障害のある人について、訪問等により実態を把握し、緊急時支援の必要性や支援の在り方等について協議します。		
							1 5 4 再掲 123	東松山市地域生活支援拠点等を運営し、障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。				
							6 2 1 124	手帳の交付から1年程度の当事者に対しては、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者と連携し、当事者の状況を把握します。 地域生活支援拠点等事業におけるサービスにつながっていない人の実態調査に合わせた書きぶりへ修正	修正	20	所属や分野を超えて多機関が連携し、包括的に横断的な支援ができるよう、地域の支援体制の充実を図ります。	
							1 3 4 125	障害福祉サービス事業者に対し、緊急時における見守り等を行うネットワークづくりを働きかけます。				
							1 5 1 126	地域包括ケアシステムの構築と運営に当たっては、高齢の障害のある人や介護保険第2号被保険者の人も利用しやすいよう障害者福祉部門と高齢者福祉部門が連携します。	修正	21	入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を選択できるよう支援を行います。	
							5 2 2 127	入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を選択できるよう支援を行います。				
							6 6 3 127 再掲	入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を選択できるよう支援を行います。	修正	22	難病のある人や高次脳機能障害のある人など障害者手帳を所持していない人が障害福祉サービスを利用できるよう情報提供等を行います。	
							1 6 7 128	難病のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人など障害者手帳を所持していない人が障害福祉サービスを利用できるよう情報提供等を行います。				
							1 1 4 120 ②	障害のある人が、住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実やグループホームなどの整備を関係機関とともに進めます。	分化修正	23	東松山市障害者生活支援センターについて、その役割と機能をより有用に活用できるよう協議します。	
							1 6 2 129	福祉事業者的人材確保のため、就職説明会等を実施します。				
							1 1 1 130	障害に関する無理解や誤解などにより、障害のある人が地域の中で住まいの確保に支障が生じないよう、関係機関及び一般市民への理解を広めます。 保証人要件の緩和、保証会社の増加、サポート業者の登録制度等運用されているため、取組としては削除	削除	—		
							1 1 2 131	経済的に住まいの確保が難しい場合に、住居確保給付金支給事業や、住宅ソーシャルワーカー事業を活用して、必要な支援を行います。 施策は継続するが、障害者だけへの支援ではないため削除				
							1 1 3 132	障害のある人が公営住宅に安心して居住できるよう、バリアフリーなど安全な住宅環境の提供に努めるとともに、公営住宅への入居募集の周知を図ります。 公営住宅に限定しての積極的取組は難しく、優遇制度等は継続につき削除	削除	—		
							1 5 3 132 再掲	障害のある人が公営住宅に安心して居住できるよう、バリアフリーなど安全な住宅環境の提供に努めるとともに、公営住宅への入居募集の周知を図ります。				

基本方針	基本施策	施策	現分野	目標	施策番号	通し番号	取組	取扱	新番号	第四次取組（案）		
方針4 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	3 地域の支援体制の充実	2 支え合いの担い手の確保・定着	3 地域の支援体制の充実	1	5	2	98 ②	ボランティアなど、地域における支え合いの担い手を養成します。また、障害のある人もボランティア等の活動ができるよう支援を行います。	分化修正	25	障害のある人自身も含めボランティアなど、地域における支え合いの担い手を養成します。	
				5	2	1	133	誰もが地域福祉の担い手となれるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと、情報交換等を行う場を設けます。	統合			
				5	4	2	134	地域での見守り活動などの必要性について、引き続き啓発活動を行います。	統合			
				1	1	6	135	障害のある人が、地域において多様な支援が受けられるよう、障害福祉サービスだけでなく市民やボランティア団体による支援を含めた包括的な支援のネットワークの整備を行います。 広義すぎるため見直し。ボラセンも、事業所も困り感ありなので、動き出せる体制構築へ修正	修正	26	障害のある人が集まる場所へボランティア等が支援を行えるよう、関係機関へ働きかけるとともに、ボランティアセンターとの連携を図ります。	
				1	5	5	135 再掲	障害のある人が、地域において多様な支援が受けられるよう、障害福祉サービスだけでなく市民やボランティア団体による支援を含めた包括的な支援のネットワークの整備を行います。	修正			
				1	6	4	135 再掲	障害のある人が、地域において多様な支援が受けられるよう、包括的な支援のネットワークの整備を行います。	修正			
				5	2	4	136	当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。	統合	26	当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。また、運営を手助けできるボランティアの養成を実施します。	
				4	1	2	136 一部再掲	当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。また、運営を手助けできるボランティアの養成を実施します。	統合			
				6	2	5	137	地域自立支援協議会において、地域の相談支援事業の評価を行い、課題解決に向けて協議を行います。 障害福祉計画に記載有、削除	削除	—		
		1 医療的ケア児・者への支援	4 保健・医療との連携強化	1	6	6	138	医療機関と障害福祉サービス事業所等との連携を推進します。また、医療的ケアが必要な障害のある人が地域において必要な支援を受けるための関係機関との連絡調整を行う体制の整備を行います。	修正	27	医療的ケアが必要な障害のある人が地域において必要な支援を受けられるよう、関係機関と協議を行います。	
				1	6	8	139 ①	医療的ケアがある人やその家族が適切な支援を受けられるよう、新たな社会資源の確保や情報提供を行います。	分化修正	28	医療的ケア児等コーディネーターをはじめ関係機関と連携し、医療的ケアがある人やその家族が適切な支援を受けられるよう、情報提供を行います。	
				1	6	8	139 ②	医療的ケアがある人やその家族が適切な支援を受けられるよう、新たな社会資源の確保や情報提供を行います。	分化修正	29	医療的ケアがある人が利用できる社会資源の確保に取り組みます。	
		2 保健・医療との連携強化		—	—	—	—		新規	30	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。	
				1	6	5	140	障害のある人が地域の医療機関を受診できるよう、障害のある人、医療機関双方への情報提供等を行います。	修正	31	地域の医療機関のバリアフリー化や往診等の対応状況について、情報提供します。	
				—	—	—	—		新規	32	難病のある人の安心・安全な生活について、保健所と連携を強化し支援を充実します	